

令和8年度

姫路市立置塩中学校いじめ防止基本方針



オキノユメちゃん

姫路市立置塩中学校

は じ め に

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重要な危険を生じさせるおそれがある決して許されない行為です。

平成25年9月に、「いじめ防止対策推進法」が施行され、地方公共団体と学校にいじめ防止基本方針の策定が義務づけられました。姫路市では、いじめ防止、いじめの早期発見及びいじめの対処のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、平成26年7月に、「姫路市いじめ防止基本方針」を策定、平成29年12月改定しました。

これに基づき、令和7年度に策定された第3期姫路市教育振興基本計画を参酌し、本校では生徒が人間として尊重され、夢と希望を持って、健やかに成長するために、本校の校訓「いのち・こころ・もの」、学校教育目標である「大切な命を輝かす努力をし、豊かでしなやかな心を持ち、自律した生活を創造・実践できる生徒の育成」を掲げ、2小1中の良さを生かして生徒一人ひとりが認められ、お互いに相手を思いやる雰囲気づくりに努めていきます。また、道徳の時間を中心に全教育活動の中で「命の大切さ」の指導を行い、いじめの未然防止に努めるとともに、いじめの早期発見、早期対応を組織的に行います。

今後は、生徒の最善の利益実現のために、生徒の様子を注意深く見守り、学校・家庭・地域社会を含めた校区内の方々、姫路市教育委員会や関係機関と適切に連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組めます。また、本校に在籍する生徒がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速に対処すべく、この「置塩中学校いじめ防止基本方針」で対応するものとする。

平成26年9月起案
年度ごとに見直し・改定

姫路市立置塩中学校いじめ防止基本方針

1 学校の方針

- 教職員が、いじめに対して正しく理解し、学校長のリーダーシップの下、「いじめ対応チーム」を核として、いじめを許さない学校づくりを組織的に推進する。
- 年間実施計画を策定し、人権・道徳教育と連携した生活指導に重点をおいて、日常からいじめの未然防止・早期発見に取り組む。
- いじめ問題克服のために、家庭・地域・関係機関と連携を密にする。

いじめの理解（基本的な認識）

- ① いじめは、どの子どもにも、どの学校にも起こり得るものである。
- ② いじめは、人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ③ いじめは、大人には気づきにくいところで行われることが多く発見しにくい。
- ④ いじめは、いじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。
- ⑤ いじめは、その行為の態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- ⑥ いじめは、教職員の児童・生徒観や指導の在り方が問われている問題である。
- ⑦ いじめは、家庭教育の在り方に大きな関わりを持っている。
- ⑧ いじめは、学校・家庭・地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。
- ⑨ いじめは、暴力を伴わなくても、生命、身体に重大な危険をもたらす場合がある。
- ⑩ いじめは、加害・被害の二者関係だけでなく、いじめを助長する観衆、いじめに暗黙の了解を与えてしまう傍観者も存在する。この傍観者から仲裁者あるいは、信頼できる大人に相談できる者への転換を促すことが重要である。

2 いじめ防止に向けた校内組織

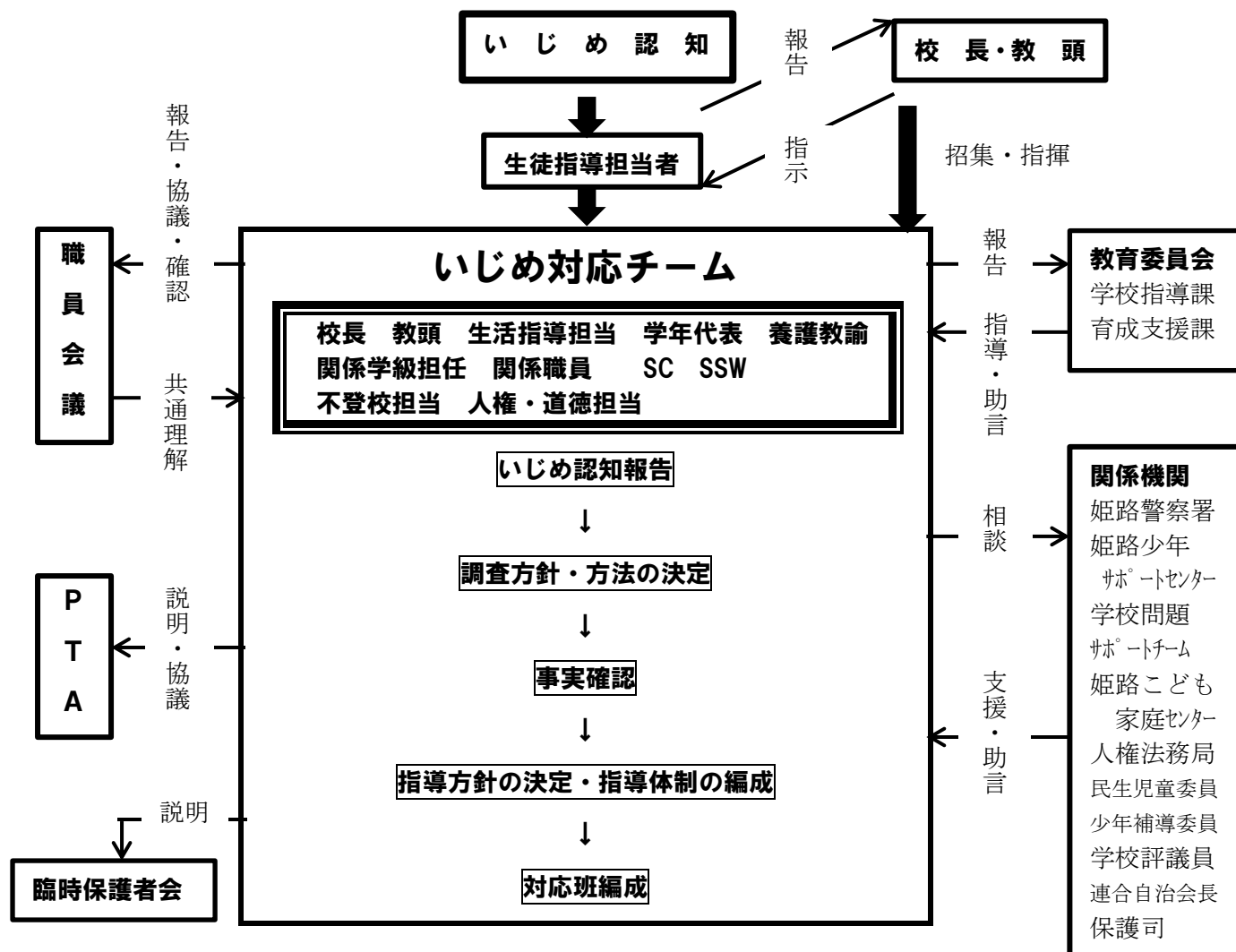
（１）いじめ対応チームの設置

いじめ防止等に関する措置を実効的に行うため、「いじめ防止等の対策のための組織」として、『いじめ対応チーム』を置く。いじめ対応チームの構成は下記の図参照。

（２）いじめ対応チームの役割

- ア いじめ防止基本方針に基づく取り組みの実施や年間指導計画の作成
- イ 具体的で実効性のある校内研修の企画
- ウ いじめが生じた際の組織的な対応
- エ 事実関係の把握といじめの認知
- オ いじめを受けた生徒に対する支援及びいじめを行った生徒に対する指導体制、対応方針の決定
- カ 地域、保護者への情報提供
- キ 置塩中いじめ防止基本方針の点検と見直し

【いじめ対応チームの組織図】



3 いじめ防止に向けての計画と取組

(1) 未然防止

- ① 学校の全教育活動を通した豊かな心の育成
 - ア 豊かな体験活動や道徳教育の要となる「道徳の時間」の充実
 - イ 自他の大切さを認め合い尊重し合う態度の育成
- ② 自尊感情・自己有用感の育成
 - ア 全職員が生徒に対して善行褒章（オキノユメ賞）を行うことによる、受容的、支持的風土のある学校づくり
 - イ 「総合」「学活」の時間を活用してライフスキル教育の推進
- ③ 確かな学力の育成
 - ア 児童生徒一人一人が成就感や達成感を味わえるような授業の充実
 - イ 授業改善やICT機器の活用を通した「わかる授業」の展開
 - ウ 体験的な理解や繰り返し学習等を通した基礎的・基本的な知識・技能の習得
- ④ 小中一貫教育の推進による、学力の向上と人間関係力の育成
- ⑤ 校内研修の充実（事例研修、いじめ対応マニュアルやNO！体罰等の活用）

（２）早期発見（積極的認知）

- ① 児童生徒の実態把握
 - ア 定期的なアンケート 学期に１回（６・１１・２月）に実施
 - イ 教育相談 定期考査１週間前、年４回の実施
 - ウ 生活ノート 「デイリーライフ」や家庭訪問を通した児童生徒の実態把握
- ② 相談しやすい環境づくり
 - ア スクールカウンセラー等の活用 （不登校担当）
 - イ 養護教諭との連携

＊けんかやふざけ合いでも、背景にある事情の調査を行い、生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

（３）早期対応

- ① 正確な事実確認
- ② 保護者との連携

（４）インターネットを通じて行われるいじめへの対応

- ① 情報モラルに関する指導力の向上（下記参考 置塩中SNSルール参照）
【情報モラル教室を実施する。（時期に関しては調整中）】

置塩中 SNS ルール

SNSルール五箇条～生徒会～

1.自分の情報を守る (個人情報を守る) 2.相手の嫌がることはしない (写真や情報、悪口など) 3.機器を大切にする	4.自分で解決できないことは相談する (イジメ、破損、ウイルス) 5.自分や家庭でルールを作り守る
---	---



- ② 保護者との連携を通した児童生徒が発するＳＯＳの把握